

こちが「企業の労働110番」です



濱野社会保険労務士事務所所長
ホワイト企業推進社会保険労務士協議会会員

社会保険労務士 濱野 雄 司

休日の日曜日から出張、 時間外労働の取扱い

まず、時間外労働の取扱いについて。労働時間の定義は「労働者が使用者の指揮命令のもとに置かれている時間」です。ただし、出張に関しては異なる取扱いとなります。昭和23年3月17日基発461号、昭和33年2月13日基発90号によると「休日に出張のため移動した場合であっても、移動中に物品等の監視等別段の指示がある場合のほかは、休日労働として取り扱わなくても差し支え

「はい、こちら企業の労働110番です」。
今回の相談者は、中小企業で総務を担当している役員の方でした。

「この頃、残業の不払

働の取扱いはどうなるのでしょうか？ また、出張時の労災保険の取扱いはどうなるのでしょうか？」とのご相談です。

ない」との行政通達があります。
出張の移動時間中に物品の監視のほか、移動中に資料の作成等を命じられパソコンで資料作成等をした場合等には時間外勤務手当を支給する必要がありますが、休日の移動時間中に労働者が何の



指示も受けず、何をしていたとしても自由な場合は、労働時間とみなさなくてもいい、ということになります。
ただし、所定内労働時間中の移動時間の給料は、事業場外のみなし労働時間と考えて給料の控除はしないでください。

次に、労災保険の適用ですが、労災保険の考え方は労働時間の適用とは異なる考えとなっております。

労災保険の適用につきましては通常、①業務遂行性、②業務起因性の2つの条件が業務災害の認定条件になります。

出張は使用者からの指示で行うので、出張時の事故はすべての行程が対象になりますので、直行・直帰の場合、家を出た時から帰宅するまでの間が労災保険の適用範囲になります。つまり出張の場合、仕事をする場所への移動中の事故でも通勤災害ではなく業務災害の取扱いとなります。

そのため、宿泊先のホテルの浴槽で転んでケガをした場合や階段を踏み外してケガをした場合等も労災保険の対象となります。

ただし、泥酔して転んでケガをした場合や、飲み屋に行つて長時間過ごした場合等、労災と認定されない場合がありますので注意が必要です。

なお、海外出張の場合でも労災保険が適用されますが、プライベートな時間や休日のケガや病気のほか、携行品の破損・盗難も考えられることから、必要な範囲の海外旅行保険に入ることをお勧めしました。

イラスト・木村武司

関連研修のご案内

【労働時間研修】
令和7年9月24日
(労働実務専門講座
就業管理コース)

【労働保険研修】
令和7年7月23日
(労働実務専門講座
基礎法令コース)

※DVD受講対応
会 員 10000円
非会員 12220円



当協会総合受付
☎052-961-1666